様式第５号（第８条関係）

宇佐市定住促進住宅用地貸借契約書

貸付人　宇佐市長（以下「甲」という。）と借受人（以下「乙」という。）は、宇佐市定住促進住宅用地の貸付け及び譲渡に関する条例（以下「条例」という。）の定めにより、甲が所有する土地について次のとおり貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（貸付物件）

第１条　貸付物件は次のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所在地 | 面積 | 地目 | 備考 |
| 宇佐市 | ㎡ |  |  |

２　乙は、前項の土地に本契約締結の日から１年以内に自己住宅の建築に着手し、完成後は市民となり居住するものとする。

（契約期間）

第２条　本契約の貸付期間は、契約を締結した翌日から１５年間とする。

（貸付料）

第３条　貸付料は無償とする。

（禁止事項）

第４条　乙は、条例第11条に掲げる行為をしてはならない。

（契約の解除及び命令）

第５条　乙が次のいずれかに該当したときは、甲は原状回復を命じ、又は本契約を解除することができる。

（１）本契約に違反したとき。

（２）条例及び同施行規則に違反したとき。

２　前項の原状回復を甲が命じた場合は、乙は速やかにこれに従い、原状回復に要する経費を負担する。ただし、甲が原状回復の義務を免除した場合はこの限りではない。

３　甲は、契約の解除を行う場合において、乙に貸付けした土地に住宅等建物がある場合には、当該建物を買収することができ、乙はこれに応じる。

（管理上の責任）

第６条　乙は、本件土地について善良なる管理者の注意をもって占有又は使用しなければならない。

２　乙は、本件土地を常に清潔に保持し、住居の目的以外にこれを使用してはならない。

３　本件土地の維持管理に要する経費は、乙が負担する。

（免責）

第７条　震災、風水害、火災、盗難等甲の責任に帰することができない事由、又は甲の責任に帰することができない諸設備の故障等により乙が被った被害については、甲はその責めを負わない。

（特約事項）

第８条　甲は乙に本契約の土地を条例で定める条件を付して譲渡する。

２　契約期間内においても譲渡の完了をもって期間終了とする。

（定めのない事項等）

第９条　甲と乙は、条例、同施行規則及び本契約に定める事項に疑義が生じた場合又は本契約に定めのない事項が生じた場合には、甲乙協議のうえ定めるものとする。

以上、本契約締結の証として本書２通を作成し、各自記名押印のうえ各１通を保有する。

年　　月　　日

甲　宇佐市長　　　　　　　 印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　 　印（実印）